



鳥取県公報

平成 20 年 11 月 20 日(木)
号外第 1 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (750) (経営支援課) 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (751) (水産課) 2

告 示

鳥取県告示第750号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成20年11月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
略				略			
(7) 規則別表第7号に掲げる資金		略	年0.6パーセント	(7) 規則別表第7号に掲げる資金		略	年0.55パーセント
(8) 規則別表第8号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(8) 規則別表第8号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント

鳥取県告示第751号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成20年11月20日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前						
	利子補給率						利子補給率					
	漁業近代化 資金融通法 （昭和44年 法律第52 号。以下 「法」とい う。）第2 条第2項第 1号から第 4号までに 掲げる融資 機関が、 同条第1項 第1号から 第5号まで 及び第10号 に掲げる者 （漁業近代 化資金融通 法施行令 （昭和44年 政令第209 号。以下 「令」とい う。）に規 定する団体 に限る。） に貸し付け る場合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第1号から 第5号まで 及び第10号 に掲げる者 （令第5条 に規定する 団体に限 る。）に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第1号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号に掲 げる者に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第2号 及び第4号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 （同項第10 号に掲げる 者において は、令第5 条に規定す る団体を除 く。）に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 （同項第10 号に掲げる 者において は、令第5 条に規定す る団体を除 く。）に貸 し付ける場 合		漁業近代化 資金の種類	漁業近代化 資金融通法 （昭和44年 法律第52 号。以下 「法」とい う。）第2 条第2項第 1号から第 4号までに 掲げる融資 機関が、 同条第1項 第1号から 第5号まで 及び第10号 に掲げる者 （漁業近代 化資金融通 法施行令 （昭和44年 政令第209 号。以下 「令」とい う。）に規 定する団体 に限る。） に貸し付け る場合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第1号から 第5号まで 及び第10号 に掲げる者 （令第5条 に規定する 団体に限 る。）に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第1号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号に掲 げる者に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第2号 及び第4号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 （同項第10 号に掲げる 者において は、令第5 条に規定す る団体を除 く。）に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 （同項第10 号に掲げる 者において は、令第5 条に規定す る団体を除 く。）に貸 し付ける場 合
略						略						
4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	略	<u>年0.6パー セント</u>	<u>年0.6パー セント</u>	4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	略	<u>年0.55パー セント</u>	<u>年0.55パー セント</u>	4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	<u>年0.6パー セント</u>	<u>年0.6パー セント</u>	5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	<u>年0.55パー セント</u>	<u>年0.55パー セント</u>	5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金
略						略						
8 規則						8 規則						8 規則

別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.6パー セント	年0.6パー セント	別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.55パー セント	年0.55パー セント
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.6パー セント	年0.6パー セント	9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.55パー セント	年0.55パー セント